

相 談

特設人権相談所（無料） を開設します

（総務課）

特設人権相談所では、法務省から委嘱された町の人権擁護委員と法務局職員が、住民の皆さまの人権に関する問題（虐待・暴力・セクハラ・同和問題・高齢者・障害者等）についての相談に応じます。

秘密の取り扱いとなりますので、お気軽にご相談ください。

○日時 12月5日(月)

午前10時～午後3時

○場所 ふれあいセンター

○お問い合わせ

ふれあいセンター

☎(84)3595（直通）

生活相談

（総務課）

隣保事業（生活相談員）による生活相談（人権・福祉・教育・就業等）を実施しています。個人の秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

○相談場所

◆ふれあいセンター

◆堀之内集会所

※各相談所の相談日時等については、ふれあいセンターまでお問い合わせください。

○お問い合わせ
ふれあいセンター
☎(84)3595（直通）

消費生活相談窓口

（産業課）

専門の相談員が町民のみならずの消費生活に関する問題やトラブルなどの相談に応じ、解決に向けたお手伝いをします。

専門の相談員への相談は無料で、秘密は厳守いたします。

お気軽にご相談ください。

○日時 12月14日(水)

午前9時～午後4時30分（ただし、正午～午後1時を除く）

○場所 ひばりの里

○お問い合わせ

産業課 地域振興G

☎(84)2582（直通）

乳幼児健康相談

（健康福祉課）

町では「子どもが健やかに生まれ育つ町」を目指して、乳幼児健康相談を実施しています。育児や予防接種等についてお気軽にご相談ください。

○日時 12月6日(火)

○受付 午前9時40分～10時

○場所 保健センター

○内容 身体計測、子育て相談、予防接種について等

○お問い合わせ

保健センター ☎(84)1910

募 集

男性の料理教室

（健康福祉課）

○日時 12月15日(木)
午前10時～午後1時
（午前9時40分受付）

○場所 保健センター

○対象者 町内在住の男性

○内容 そば打ち教室

○定員 15名（先着順）

○参加費 1人300円

○持参する物

エプロン、三角巾

○お申し込み期限

12月12日(月)まで

○お申し込み・お問い合わせ

保健センター ☎(84)1910



12月4日から10日まで は人権週間です

1948年（昭和23年）12月10日、国連総会で世界人権宣言が採択されたのを記念し、毎年12月10日は「人権デー」と定められました。

法務省と全国人権擁護委員連合会では、人権デーを最終日とする12月4日から10日までを

「人権週間」として各種の人権啓発活動を行います。

人権週間に当たり、人権は、自分と同じように他の人にもあることを考え、お互いに相手の立場を考え、豊かな人間関係をつくりましょう。

◆第68回人権週間強調事項

「みんなで築こう 人権の世紀
～考えよう 相手の気持ち
未来へつなげよう 違いを
認め合おう～」

○女性の人権を守ろう

○子どもの人権を守ろう

○高齢者の人権を守ろう

○障害を理由とする偏見や差別をなくそう

○同和問題に関する偏見や差別をなくそう

○アイヌの人々に対する理解を深めよう

○外国人の人権を尊重しよう

○HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう

○刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう

○犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう

○インターネットを悪用した人権侵害をなくそう

○北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

○ホームレスに対する偏見や差別をなくそう

○性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう

○性同一性障害を理由とする偏見や差別をなくそう

○人身取引をなくそう

○東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

◆人権擁護委員が法務局に常駐してみなさまのご相談にお答えします

水戸地方法務局下妻支局では、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が、当支局に常駐し、地域住民の人権が侵害されないよう注意を払い、もし、人権が侵害されたときは、その相談を受け、被害救済のため速やかに適切な対応をとっています。

なお、この常駐制度をご利用いただくに当たっては、次のとおり無料で人権相談（電話による相談可）に応じています。

また、このほか祝日等の休日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分までは当支局職員による相談等も行っています。

○常駐時間 毎週月曜日

（祝祭日等の休日を除く）

午前10時～午後3時

○常駐場所

下妻市下妻乙1300番地1

水戸地方法務局下妻支局

☎0296(43)3935

○常駐委員 下妻人権擁護委員

協議会所属の人権擁護委員